

特 別	医 療	療養者名	共済 太郎	区 分	組合員本人・被扶養者			
		傷病名	〇〇〇〇	医療機関名	〇〇病院			
		費用合計	〇〇〇,〇〇〇 円					
入 学	学 校	入学者名	共済 一郎	組合員との続柄	長男	扶養認定の有無	有・無	
		学校名	〇〇大学	学校区分	高校・中等教育学校(後期過程)・短期大学(大学)・大学院・高等専門学校・専修学校・各種学校			
		卒業予定年	〇〇年 3月 (4年制)	合格通知があった月から入学する年度の4月までに申込みください。				
		費用合計	〇,〇〇〇,〇〇〇 円					
貸 付	修 学	修学者名	共済 一郎	組合員との続柄	長男	扶養認定の有無	有・無	
		学校名	〇〇大学	学校区分	高校・中等教育学校(後期過程)・短期大学(大学)・大学院・高等専門学校・専修学校・各種学校			
		対象学年	1 学年	卒業予定年	〇〇年 3月 (4年制)	修学貸付借入回数	第 1 回	
		費用合計	〇,〇〇〇,〇〇〇 円					修学貸付借入回数は、同一就学者・同一学校に対しての修学貸付借入回数を記入してください。
付 葬	結 婚	結婚者名	共済 華	組合員との続柄	長女			
		結婚年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	扶養認定の有無	有・無			
		費用合計	円					
付 葬	祭	故人名	共済 一夫	組合員との続柄	父			
		葬祭年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日					
		費用合計	〇,〇〇〇,〇〇〇 円					

貸付金限度額算出表(住宅貸付額)

組合員期間	月数	組合員期間	最低保障額(b)	最高限度額
1年以上 6年未満	7月	1年以上 3年未満	100万円	1,800万円
6年以上 11年未満	15月	3年以上 7年未満	400万円	
11年以上 16年未満	22月	7年以上 12年未満	700万円	
16年以上 20年未満	28月			
20年以上 25年未満	43月			
25年以上 30年未満	60月			
30年以上	69月			

住宅貸付限度額には、住宅貸付額(a)の10万円未満を切り捨てた額を記入してください。
ただし、住宅貸付額(a)が最低保証額を下回る場合は最低保証額、最高限度額を上回る場合は最高限度額を記入してください。

給料月額又は報酬月額(注1) \times 上記の組合員に該当した月数 = 住宅貸付額(a) \leq 住宅貸付限度額(注2)

350,000 円 \times 60 月 = 2,100,000 円 \leq 18,000,000 円(A)

(注1) 「給料月額」は、申込時における地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料月額。
「報酬月額」は、報酬の額が日額又は時間給で定められている場合、当該額を月額に換算した金額。
(注2) 「住宅貸付限度額」は、算出した(a)、もしくは最低保障額(b)のいずれか高い額で、最高限度額まで。

提出書類一覧

普通貸付

貸付事由 提出書類	1. 自動車	2. 生活必需品	3. 出産	4. 物置・住宅 の軽易な補修・ 塀・墓地等	5. その他
普通・災害家財・特別貸付申込書	◎	◎	◎	◎	◎
借入状況等申告書	◎	◎	◎	◎	◎
売買契約書(写)・請求書(写)・納品書(写) 注文書(写) (いずれか一つをご提出ください。)	◎ 見積書は不可	◎ 見積書は不可	○		◎ 見積書は不可
医師の診断書(写)			○		
母子健康手帳(写)			◎		
医療機関が発行する見積書(写)			○		
工事契約書(写)又は請求書(写)				◎ 見積書は不可	
配置図(寸法が記載されているもの)				○	
平面図(寸法が記載されているもの)				◎	
法定代理人の同意書 (組合員が未成年者の場合)	○	○	○	○	○

災害家財貸付

- ・普通貸付に準ずる書類
- ・り災証明書(本組合から災害給付の支給を受けたときを除く。)、事故証明書又はり災の事実がわかるもの(写真等)

特別貸付

貸付事由 提出書類	1. 医療	2. 入学	3. 修学	4. 結婚	5. 葬祭
普通・災害家財・特別貸付申込書	◎	◎	◎	◎	◎
借入状況等申告書	◎	◎	◎	◎	◎
経費の内訳書(写)・見積書(写)	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書(写)	◎				
合格通知書・入学許可書(写)		◎	◎ (入学時)		
在学証明書			◎ (2年次以降)		
修学貸付に係る償還申請書			◎		
媒酌人・所属所長の婚約証明書又は 披露宴招待状(写)				◎	
埋葬許可証の写し					◎
住民票又は除籍謄(抄)本					◎
貸付事由対象者の戸籍抄本 (貸付事由対象者が被扶養者でない場合)		○	○	○	○

※ ◎は必ず提出する書類、○は必要に応じ提出する書類となります。

※ 上記提出書類のうち、(写)と記されたものについては、原本又は写しのどちらかとなります。

※ 上記提出書類のほか、共済組合が必要とする書類を提出願う場合があります。